

一般社団法人日本パラフェンシング協会
懲戒規程

第1条（目的）

この規程は一般社団法人日本パラフェンシング協会（以下「当協会」という）の懲戒処分に関する基準を定めたものである。

第2条（対象）

この規程は以下の者（以下、総称して「対象者」という）に対して適用される。

- (1) 当協会の社員
- (2) 当協会の役員
- (3) 当協会の職員・スタッフ
- (4) 当協会の委員・部員

第3条（懲戒の種類）

当協会は、違反行為を行った対象者に対して、違反行為の内容・程度、情状及び違反行為を犯した者の地位に応じて以下の処分を行うことができる。

- (A) 社員、役員、職員・スタッフ、委員・部員（選手を除く）に対する処分の種類
 - (ア) 戒告 口頭による注意を行い戒める。
 - (イ) けん責 文書による注意を行い戒める。
 - (ウ) 降格 下位の役職に移行させる。
 - (エ) 懲戒免職・解任
- (B) 選手に対する処分の種類
 - (ア) 戒告 口頭による注意を行い戒める。
 - (イ) けん責 文書による注意を行い戒める。
 - (ウ) 登録の停止 一定期間、本連盟の登録者としての資格を停止する。
 - ・有期の登録資格停止 1 か月以上 2 年以下
 - ・無期の登録資格停止
 - (エ) 除名 定款第9条による。

第4条（懲戒の対象行為）

次のいずれかに該当する違反行為が懲戒処分の対象になる。

- (1) 性的な言動によって他人に不快な思いをさせたり職場の環境を悪化させたりしたとき
- (2) 妊娠、出産、育児休業に関する不快な言動によって同僚の就業環境を害したとき
- (3) 職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲や程度を超えて同僚に不快な思い

をさせたり、職場環境を害したりしたとき

- (4) 職責を利用して交際を強要したり、性的な関係を強要したりしたとき
 - (5) 暴行、傷害など身体的な攻撃を行ったとき
 - (6) 不正不義の行為をなし、社員としての体面を汚したとき
 - (7) 法令、社員規則、諸規定などに違反したとき
 - (8) 著しく風紀秩序を乱したとき
 - (9) 性的志向や人種の多様性を認めず、他人に不快な思いを与えたとき
 - (10) 正当な理由なく、当協会の合理的な指示命令に従わなかったとき
 - (11) 当協会及び加盟団体の名誉又は信用を毀損する行為を行ったとき
-
- (12) その職務に関して不正な利益を供与し、申込み、要求、又は約束したとき
 - (13) 方法の如何を問わず、また直接か間接かを問わず、競技結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為に関与したとき
 - (14) 補助金等の不正受給、脱税、その他の不正な経理に関与したとき
 - (15) 関係法令又は当協会の定める諸規定に違反したとき
 - (16) 公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構の規程によって違反とみなされるドーピング違反行為をしたとき

第5条（懲戒の手続き）

当協会の倫理規程に基づき、倫理委員会及び理事会により懲戒処分の検討が相当と判断された場合、理事会は速やかに懲戒委員会を設置する。懲戒委員会は、審議をしたうえで相当の懲戒処分案を理事会に上申し、それに基づき理事会が懲戒処分の実施を決定する。

第6条（懲戒委員会）

1. 懲戒委員会は懲戒委員長、副委員長、委員3名をもって構成する。委員長、副委員長及び委員は倫理委員会委員長が指名し、理事会で承認を受けるものとする。ただし、当該事案の当事者、及び利害関係のある者は委員に就任できない。
2. 懲戒委員は当協会の社員であることを妨げない。
3. 懲戒委員会及び懲戒委員会のメンバーはいかなる事案に当たっても、事案当事者の個人情報を第三者に開示することなく、当事者のプライバシーを守らなければならない。
4. 懲戒委員会はその設置された日から7営業日以内に委員会を開催し、審議を行わなければならない。
5. 懲戒委員会は、当該事案が懲戒相当であると判断した場合、処分対象者に対して聴聞または弁明の機会を与えなければならない。その際には、事前に、予定され

る処分の内容、処分の対象となった事実、処分の内容を決めるにあたり考慮した事実等を通知しなければならない。

6. 懲戒委員会による事案に関する懲戒処分案は、事案が懲戒委員会に通知されてから1か月以内を目途に速やかに理事会に提出されなければならない。
7. 理事会は懲戒処分案について審議し、速やかに懲戒処分案の採否を決定し、当事者に書面で通知するものとする。その際には、処分の内容、処分の対象となる行為、処分の理由、不服申立ての手続き等を記載しなければならない。

第7条（不服申し立て）

当協会の処分に対する不服申し立てについては、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って行う仲裁によって解決されるものとする。

第8条（規程の改廃）

この規程の改廃は、理事会の決議によって行う。

附則 この規程は令和4年●月●日から施行されるものとする。

一般社団法人日本パラフェンシング協会
強化選手規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本パラフェンシング協会（以下「当協会」という）が定款に定める目的を達成するために指定する強化選手として強化活動を行うにあたり、強化選手の指定とその選考基準および受益・義務等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(設置目的)

第2条 強化選手は、当協会が定款に定める目的を達成するために、強化の対象を定めることで強化活動を円滑に実施し、競技力向上をもって競技を普及することを設置目的とする。

(要件・選考基準・ランク)

第3条 強化選手の対象者は次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 日本国籍を有し、当該年度の当協会会員登録者である者。
- (2) 国際車いす・切断者スポーツ連盟（以下「IWAS」という）登録者、または登録の意思がある者。
- (3) 医療機関およびチームドクターが実施するメディカルチェックで健康上問題が無く、競技を行ううえで心身ともに適した状態である者。
- (4) 国際クラス分けを受検してスポーツクラスが確定し、クラスステータスがCまたはRの者。ただし、競技開始から指定時点まで国際クラス分けを受検していない者については、国内クラス分けで該当クラスが判定されていること。
- (5) トップアスリートとして、礼儀と規律を遵守し、日本を代表する選手としてふさわしく、別に定める強化選手等行動規程を遵守し、強化選手等誓約書を提出する者。
- (6) 別途定める年度別選考基準を満たしている者。

2 前項第6号に定める年度別選考基準および強化指定ランクは、当協会が定める強化戦略プランに基づき、強化部が作成し、理事会で協議のうえ毎年8月31日までに決定し公表する。

(指定の決定および期間)

第4条 強化選手の指定は次により決定される。

- (1) 強化部は、当該年の競技成績等により第3条に基づき審査を行い、毎年最終の国際・国内競技会の終了後10日以内に翌年の強化選手候補者を推薦する。
- (2) 当協会理事会にて推薦者を協議し、毎年12月25日までに強化選手を指定する。
- (3) 期間中の各国際・国内競技会の成績により基準を満たす選手がある場合は、前二号と同様の手続きにより、速やかに追加指定を行う。

2 強化選手の指定期間は毎年1月1日から12月31日の1年間とし、期間中に追加指定を受けた選手も、その有効期間は当該年12月31日までとする。

(指定取り消し)

第5条 強化選手は、次の理由により、理事会において指定を取り消すことができる

- (1) 強化選手に、医学的問題（ドーピング問題を含む）やクラス変更が生じた場合。
- (2) 強化選手が、別に規定する強化選手の遵守事項を守らなかった場合。
- (3) 強化選手から引退届が提出された場合。
- (4) 指定期間中に競技成績が著しく下がった場合。
- (5) 上記以外の理由により、選手活動の維持が困難であると判断した場合。

(遵守事項)

第6条 強化選手は下記の事項を遵守しなければならない。遵守できない場合には書面にてその理由を申し出て理事会の承認を得なければならない。

- (1) 当協会が別に定める規律規程・行動規範の励行および誓約書への署名・押印
- (2) 指定された強化合宿および国内・国際大会への参加
- (3) IWAS 公認大会への個人での出場禁止。IWAS 公認外の大会に個人で出場する場合は、当協会理事会に事前申請書を提出し、承認を得たうえで終了後に結果報告書を提出すること。
- (4) 強化合宿以外の練習報告および健康など医学的状況変化の報告
- (5) 指定された当協会主催等行事への参加協力
- (6) 当協会が派遣する国際大会、強化合宿、および各種行事で撮影された写真または映像に関する肖像権の当協会広報活動およびマーケティング活動への使用の同意
- (7) 競技活動を支援する所属企業（雇用関係を含む）、個人スポンサー等との契約状況の報告
- (8) 営利を目的とする企業・団体の広告活動を行う場合の当協会承認および報告
- (9) メディアに出演またはその取材を受ける場合の当該メディアから当協会への申請・承認（原則として事前申請・承認）、および事後の報告
- (10) 第三者とマネジメント契約を締結したときの速やかな報告。マネジメント会社との契約条項よりも当協会の規程を優先して遵守することを義務とする。

(登録料・誓約書)

第7条 強化選手は、強化選手として IWAS の指定を受けるにあたり、IWAS が定める登録費および様式 C+の誓約書を当協会に支払い、提出しなければならない。

(受益)

第8条 強化選手は、参加する合宿・大会等に対して当協会から費用支援を受けることができる。支援の額は日本スポーツ振興センター（JSC）競技力向上事業ほか助成金および当協会の年次予算・事業計画から勘案し、理事会が年度ごとに別に定め強化選手に通達する。

- 2 強化選手は、当協会が指定するユニフォームを着用しなければならない。着用に関する規程は別に定める。
- 3 強化選手は、当協会が行う医科学情報等に関する支援を受けることができる。ただし、支援内容は強化部、強化委員会、強化スタッフ等の承認を得ることとする。

(個人情報の取扱い)

第9条 強化選手の個人情報は、当協会がパラスポーツおよびフェンシングの普及および振興を目的として、情報を発信するために利用される。強化選手の氏名、性別、所属加盟団体、所属クラブ、戦績・ポイント、生年月日、経歴、居住地（都道府県まで）については、WEB サイト等にて公開される。

- 2 前項以外の個人情報についても、当協会が主催・公認する競技大会・事業、国際大会への派遣・推薦等を円滑に運営するため、IWAS、国際パラリンピック委員会、日本パラスポーツ協会、日本パラリンピック委員会、関係省庁・自治体、その他業務委託先等のうち、当協会理事会が必要と認めた団体・事業者に対して必要最低限の個人情報を提供することがある。
- 3 当協会は、前二項以外の目的で強化選手の個人情報を当該強化選手の事前承諾なしに第三者に開示することをしてはならない。

(不服申し立て)

第10条 指定選考結果に対する不服申し立てについては、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って行う仲裁によって解決されるものとする。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、当協会理事会において行う。

付則 令和4年4月1日制定

一般社団法人日本パラフェンシング協会
強化スタッフ規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本パラフェンシング協会（以下「当協会」という）が定款に定める目的を達成するために委任する強化スタッフとして強化活動を行うにあたり、強化スタッフの任命とその選出基準および受益・義務等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(設置目的)

第2条 強化スタッフは、当協会が定款に定める目的を達成するために、当協会の強化選手が強化活動を円滑に実施し、その指導・支援を行うことで、競技力向上をもって競技を普及することを設置目的とする。

(監督の設置)

第3条 強化部に日本代表チーム監督（以下「監督」という）を設置する。

(監督以外の強化スタッフの設置)

第4条 監督以外の強化スタッフは、強化委員会の決議によって選任し、当協会理事会の決議によって決定・承認される。その資格要件は別途定める「強化スタッフに関する細則」のとおりとする。

- 2 日本パラリンピック委員会（以下「JPC」という）の専任スタッフは別に決定し、JPCにて選任される。
- 3 強化スタッフは、当法人の社員でなくても、強化部の推薦により前二項の手続きをもって就任できる。

(任期)

第5条 強化スタッフの任期は、原則として就任日より2年とし、強化委員会委員の任期と同じく終了する。ただし、再任を妨げないが、10年を最長とする。

(選任取り消し)

第6条 強化スタッフは、次の理由により、理事会において選任を取り消すことができる。

- (1) 強化スタッフに医学的問題が生じた場合。
- (2) 強化指定スタッフが第7条に定める遵守事項を守らなかった場合。
- (3) 強化指定スタッフから辞任届が提出された場合。
- (4) 上記以外の理由により、強化スタッフとしての活動維持が困難であると判断した場合。

(遵守事項)

第7条 強化スタッフは下記の事項を遵守しなければならない。遵守できない場合には書面にてその理由を申し出て理事会の承認を得なければならない。

- (1) 当協会が別に定める規律規程・行動規範の励行および誓約書の署名・押印
- (2) 指定された強化合宿および国内・国際大会への参加
- (3) 強化合宿以外の強化選手への指導・支援報告
- (4) 健康診断書の提出および医学的状況変化の報告

- (5) 指定された当協会主催等行事への参加協力
- (6) 他国籍の選手から指導要望があった場合の報告
- (7) 当協会が派遣する国際大会、強化合宿、および各種行事で撮影された写真または映像に関する肖像権の当協会広報活動およびマーケティング活動への使用の同意
- (8) 競技活動を支援する所属企業（雇用関係を含む）、個人スポンサー等との契約状況の報告
- (9) 営利を目的とする企業・団体の広告活動を行う場合の当協会承認および報告
- (10) メディア媒体などに関する以下の事項。ただし、強化スタッフが個人の SNS で発信する場合はこの限りでない。
 - ① 当協会の求めによるメディア媒体の種類を問わず取材への対応と広告への露出
 - ② 使用する競技用ユニフォームもしくは用具に対して公認された社名、商標、社章以外の広告物の掲示禁止
 - ③ 当協会の求めによる講習会、講演会への出演
 - ④ 当協会の求めによる映画、演劇、放送、雑誌、新聞などの座談会への出演
- (11) 第三者とマネジメント契約を締結した時の速やかな報告。マネジメント会社との契約条項よりも当協会の規程を優先して遵守することを義務とする。

（活動・受益）

- 第8条 強化スタッフは、強化部長が必要に応じて招集する当協会主催の合宿・大会・会議等において、その活動を行う。なお、会議を含む可能な範囲の活動はオンライン形式での開催・参加を認める。
- 2 当協会は、強化スタッフの活動に対し、当協会謝金規程・旅費規程および助成金の定める範囲により、各役職・活動に応じた謝金・旅費等を支払うことができる。ただし、その金額等は理事会により決定し、任命・招集の際に通知する。
 - 3 強化スタッフは、当協会が指定するユニフォームを着用しなければならない。

（守秘義務・個人情報保護）

- 第9条 強化スタッフに強化関連の通報または会員等からの相談があった場合は、他の専門委員会や当協会理事会に報告および連携が必要な場合を除き、通報者・相談者の個人の身元氏名は第三者に公表してはならない。なお、通報者・相談者の身元を第三者に漏洩した者は懲戒委員会による処分の対象とする。
- 2 日本代表スタッフの個人情報は、当協会がパラスポーツおよびフェンシングの普及および振興を目的として、情報を発信するために利用される。日本代表スタッフの氏名、性別、所属加盟団体、所属クラブ、現役当時および指導選手の戦績、生年月日、経歴、居住地（都道府県まで）については、WEB サイト等にて公開される。
 - 3 前項以外の個人情報についても、当協会が主催・公認する競技大会・事業、国際大会への派遣・推薦等を円滑に運営するために、国際車いす・切断者スポーツ連盟(IWAS)、国際パラリンピック委員会、日本パラスポーツ協会、日本パラリンピック委員会、関係省庁・自治体、その他業務委託先等のうち、当協会理事会が必要と認めた団体・事業者に対して必要最低限の個人情報を提供することがある。
 - 4 当協会は、第 2 項および第 3 項以外の目的で強化スタッフの個人情報を当該強化スタッフの事前承諾なしに第三者に開示してはならない。

(不服申し立て)

第 10 条 強化スタッフの選考結果に対する不服申し立てについては、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って行う仲裁によって解決されるものとする。

(改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則 この規程は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

一般社団法人日本パラフェンシング協会
日本代表選手規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本パラフェンシング協会（以下「当協会」という）が定款に定める目的を達成するために指定する日本代表選手として国際競技大会に派遣されるにあたり、日本代表選手の決定方法とその選考基準および義務・受益等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(設置目的)

第2条 日本代表選手は、国内のパラフェンシング代表として国際大会へ派遣することにより、優秀な競技成績を収めることで競技を普及することを設置目的とする。

(要件および選考基準)

第3条 日本代表選手の選考対象者は次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 日本国籍を有し、当該年度の当協会会員登録をしている者。
- (2) 国際車いす・切断者スポーツ連盟（以下「IWAS」という）登録者、または登録の意思がある者。
- (3) 医療機関およびチームドクターが実施するメディカルチェックで健康上問題が無く、競技を行ううえで心身ともに適した状態である者。
- (4) 各競技大会の参加要件・出場基準を満たしている者。
- (5) 国際クラス分けを受検してスポーツクラスが確定し、クラスステータスがCまたはRの者。ただし、競技開始から選考時点まで国際クラス分けを受検していない者については、初回参加の国際競技大会のクラス分けで該当クラスが判定されること。
- (6) トップアスリートとして、礼儀と規律を遵守し、日本代表選手としてふさわしく、別に定める日本代表選手・スタッフ等行動規程を遵守し、同誓約書に署名・提出する者。
- (7) 原則として、当該年度の当協会強化指定選手である者。

2 IWAS が主催する「車いすフェンシング大陸別選手権」・「車いすフェンシングワールドカップ」・「ワールドゲームズ」（以下「IWAS 主催大会」という）の派遣にあたり選考する日本代表選手の選考基準は別に定める。この選考基準は強化部が策定し理事会の承認後、各大会の2か月前までに発表することとする。その他の国際大会派遣および選手選考基準は、強化部・強化委員会が方針を決定し、理事会の承認を得ることとする。

3 日本パラリンピック委員会（以下「JPC」という）が派遣する「パラリンピック」・「アジアパラ」等国際総合競技大会（以下「JPC 派遣大会」という）にあたり選考する日本代表選手は、JPC の定める派遣方針に則り選考基準を別に定める。障がい別国際総合競技大会（IWAS ワールドゲームズ等）についても、JPC が派遣する場合は同様とする。

(決定手順および期間)

第4条 IWAS 主催大会日本代表選手の決定手順および期間は次のとおりとする。

- (1) 強化部は第3条第1項の要件および同上第2項の基準に従い、直近の競技成績等に基づき審査を実施し、派遣2か月前までに日本代表候補選手を理事会に提出する。また強化指定選手に向け日本代表候補選手を発表し、派遣に伴う事務手続き等を伝え参加の意思を確認する。
- (2) 当協会理事会にて前号の推薦者を協議し、派遣6週間前までに日本代表選手を決定し発表する。
- (3) 期間は派遣2週間前から帰国日または大会終了日のどちらか遅い方から2週間後とし、派遣期間は別に定める。

- 2 JPC 派遣大会日本代表選手の決定手順および期間は次のとおりとする。
- (1) 強化部は JPC 派遣方針に従い、選考基準を作成し理事会にて協議し決定する。決定した選考基準を強化指定選手に伝達し、当協会ウェブサイト等で発表する。また強化指定選手に向け日本代表候補選手を発表し、派遣に伴う事務手続き等を伝え参加の意思を確認する。
 - (2) 強化部は第 3 条第 1 項の要件および前号の基準に従い、指定期間中の競技成績等に基づき審査を実施し、JPC が指定する推薦選手提出期限 2 週間前までに日本代表推薦候補選手を理事会に提出する。
 - (3) 当協会理事会にて前号の推薦者を協議し、JPC が指定する推薦選手提出期限の 1 週間前までに日本代表推薦選手選考委員会を開催し、推薦選手を決定する。期限より前に決定する場合も含め、決定した推薦選手は日本代表候補選手・スタッフに速やかに伝達することとし、その後当協会ウェブサイト等で発表することができる。
 - (4) JPC にて日本代表選手が正式決定された後、JPC から発表された内容を基に決定内容を日本代表候補選手・スタッフに速やかに伝達することとし、その後当協会ウェブサイト等で発表することができる。
 - (5) 日本代表の期間は JPC 正式発表時点から JPC が指定する日までとする。

(取り消し)

第5条 日本代表選手は、次の理由により、理事会において指定を取り消すことができる。また JPC 派遣大会においては JPC より指定を取り消されることがある。

- (1) 日本代表選手に、医学的問題（ドーピング問題を含む）やクラス変更が生じた場合。
- (2) 日本代表選手が、第 6 条で規定する日本代表選手の遵守事項を守らなかった場合。
- (3) 日本代表選手が、当協会強化指定選手の取り消しとなった場合。

(遵守事項)

第6条 日本代表選手は下記の事項を遵守しなければならない。遵守できない場合には書面にてその理由を申し出て理事会の承認を得なければならない。また、JPC 派遣大会の日本代表スタッフは JPC の遵守事項を厳守すること。

- (1) 当協会が別に定める規律規程・行動規範の励行および誓約書の署名・押印
- (2) 指定された強化合宿および国内・国際大会への参加義務
- (3) IWAS 公認大会への個人での出場禁止。IWAS 公認外の大会に個人で出場する場合は、当協会理事会に事前申請書を提出し、承認を得たうえで終了後に結果報告書を提出すること。
- (4) 強化合宿以外の練習報告および健康など医学的状況変化の報告
- (5) 指定された当協会主催等行事への参加協力
- (6) 当協会が派遣する国際大会および強化合宿、各種行事で撮影された写真または映像に関する肖像権の当協会広報活動およびマーケティング活動への使用の同意
- (7) 競技活動を支援する所属企業（雇用関係を含む）、個人スポンサー等との契約状況の報告
- (8) 営利を目的とする企業・団体の広告活動を行う場合の当協会承認および報告
- (9) メディアに出演、またはその取材を受ける場合には、事前に当該メディアから当協会へ申請・承認
- (10) 第三者とマネジメント契約を締結したときの速やかな報告。マネジメント会社との契約条項よりも当協会の規程を優先して遵守することを義務とする。

(受益)

第7条 IWAS 主催大会の日本代表選手は、以下の支援を受けることができる。

- (1) 参加する合宿・大会等に対して当協会から費用支援を受けることができる。支援の額は日本スポーツ振興センター（JSC）競技力向上事業ほか助成金および当協会の年次予算・

事業計画から勘案し、理事会が年度ごとに別に定め日本代表選手に通達する。

(2) 日本代表選手は、当協会が指定するパラフェンシング日本代表ユニフォームを着用しなければならない。着用に関する規程は別に定める。

(3) 日本代表選手は、当協会が行う医科学情報等に関する支援を受けることができる。ただし、支援内容は強化部、強化委員会、強化スタッフ等の承認を得ることとする。

2 JPC 派遣大会日本代表選手に対する支援は JPC が決定した内容に伴い、当協会の支援を決定する。

(個人情報の取扱い)

第8条 日本代表選手の個人情報は、当協会がパラスポーツおよびフェンシングの普及および振興を目的として、情報を発信するために利用される。強化指定選手の氏名、性別、所属加盟団体、所属クラブ、戦績・ポイント、生年月日、経歴、居住地（都道府県まで）については、WEB サイト等にて公開される。

2 前項以外の個人情報についても、当協会が主催・公認する競技大会・事業、国際大会への派遣・推薦等を円滑に運営するために、IWAS、国際パラリンピック委員会、日本パラスポーツ協会、日本パラリンピック委員会、関係省庁・自治体、その他業務委託先等のうち、当協会理事会が必要と認めた団体・事業者に対して必要最低限の個人情報を提供することがある。

3 当協会は、前二項以外の目的で日本代表選手の個人情報を当該日本代表選手の事前承諾なしに第三者に開示することをしてはならない。

(不服申し立て)

第9条 日本代表選手の選考結果に対する不服申し立てについては、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って行う仲裁によって解決されるものとする。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、当協会理事会において行う。

付則 令和4年4月1日制定

一般社団法人日本パラフェンシング協会
日本代表スタッフ規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本パラフェンシング協会（以下「当協会」という）が定款に定める目的を達成するために任命する日本代表スタッフとして国際競技大会に派遣されるにあたり、日本代表スタッフの決定とその選考基準および義務・受益等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(設置目的)

第2条 日本代表スタッフは、当協会が定款に定める目的を達成するために、国内のパラフェンシング代表として国際大会へ派遣され、同様に派遣された日本代表選手が優秀な競技成績を収めることで競技を普及することを設置目的とする。

(要件および選考基準)

第3条 日本代表スタッフの選考対象者は次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 医療機関が実施する健康診断およびチームドクターの判断等で健康上問題が無く、支援を行う上で心身ともに適した状態である者。
- (2) 各競技大会の参加要件を満たしている者。
- (3) 礼儀と規律を遵守し、日本代表スタッフとしてふさわしく、別に定める日本代表選手・スタッフ等行動規程を遵守し、同誓約書に署名・提出する者。
- (4) 原則として、当該年度の当協会強化スタッフである者。

2 国際車いす・切断者スポーツ連盟（以下「IWAS」という）が主催する「車いすフェンシング大陸別選手権」・「車いすフェンシングワールドカップ」・「車いすフェンシング世界選手権」・「ワールドゲームズ」の派遣にあたり選考する日本代表スタッフの選考基準は別に定める。この選考基準は強化部が策定し理事会の承認後、各大会の2か月前までに発表することとする。その他の国際大会派遣および選考基準は、強化委員会・強化部が方針を決定し、理事会の承認を得ることとする。

3 日本パラリンピック委員会（以下「JPC」という）が派遣する「パラリンピック」・「アジアパラ」等国際総合競技大会（以下「JPC 派遣大会」という）にあたり選考する日本代表スタッフは、JPCの定める派遣方針に則り選考基準を別に定める。障がい別国際総合競技大会（IWAS ワールドゲームズ等）についても、JPCが派遣する場合は同様とする。

(決定手順および期間)

第4条 IWAS 主催大会日本代表スタッフの決定手順および期間は次のとおりとする。

- (1) 強化部は第3条第1項の要件および同条第2項の基準に従い、直近の強化活動状況等に基づき審査を実施し、派遣2か月前までに日本代表候補スタッフを理事会に提出する。また強化選手・スタッフに向け日本代表候補スタッフを発表し、派遣に伴う事務手続き等を伝え参加の意思を確認する。
- (2) 当協会理事会にて前号の推薦者を協議し、派遣6週間前までに日本代表スタッフを決定し発表する。
- (3) 日本代表期間は派遣2週間前から帰国日または大会終了日のどちらか遅い方から2週間後とし、派遣期間は別に定める。

2 JPC 派遣大会日本代表スタッフの決定手順および期間は次のとおりとする。

- (1) 強化部は JPC 派遣方針に従い、選考基準を作成し理事会にて協議し決定する。決定した選考基準を強化選手・強化スタッフに伝達し、当協会ウェブサイト等で発表する。また強化スタッフに向け日本代表候補スタッフを発表し、派遣に伴う事務手続き等を伝え参

加の意思を確認する。

- (2) 強化部は第3条第1項の要件および前号の基準に従い、指定期間中の強化活動状況等に基づき審査を実施し、JPCが指定する推薦スタッフ提出期限2週間前までに日本代表推薦候補スタッフを理事会に提出する。
- (3) 当協会理事会にて前号の推薦者を協議し、JPCが指定する推薦スタッフ提出期限1週間前までに日本代表推薦スタッフ選考委員会を開催し、推薦スタッフを決定する。期限より前に決定する場合も含め、決定した推薦スタッフは日本代表候補選手・スタッフに速やかに伝達することとし、その後当協会ウェブサイト等で発表することができる。
- (4) JPCにて日本代表スタッフが正式決定された後、JPCから発表された内容を基に、日本代表候補選手・スタッフに速やかに伝達することとし、その後当協会ウェブサイト等で発表することができる。
- (5) 日本代表の期間はJPC正式発表時点からJPCが指定する日までとする。

(取り消し)

第5条 日本代表スタッフ指定は、次の理由により、理事会において取り消すことができる。またJPC派遣大会においてはJPCより指定を取り消されることがある。

- (1) 日本代表スタッフに、健康上の問題が生じた場合。
- (2) 日本代表スタッフが、第6条で規定する日本代表スタッフの遵守事項を守らなかった場合。
- (3) 日本代表スタッフが、当協会強化スタッフの取り消しとなった場合。
- (4) 上記以外の理由により、強化スタッフとしての活動維持が困難であると判断した場合。

(遵守事項)

第6条 日本代表スタッフは下記の事項を遵守しなければならない。遵守できない場合には書面にてその理由を申し出て理事会の承認を得なければならない。また、JPC派遣大会の日本代表スタッフはJPCの遵守事項を厳守すること。

- (1) 当協会が別に定める規律規程・行動規範の励行および誓約書の署名・押印
- (2) 指定された強化合宿および国内・国際大会への参加義務
- (3) 強化合宿以外での強化選手への指導・支援についての実施報告
- (4) 健康診断書の提出と医学的状況変化の報告
- (5) 指定された当協会主催等行事への参加協力
- (6) 他国籍選手から指導要望があった場合の事前承認
- (7) 活動中に日本代表選手等に不利益な状況が発生した場合における、他のスタッフ・強化部・理事会等への報告と改善方法の進言
- (8) 当協会が派遣する国際大会強化合宿、および各種行事で撮影された写真または映像に関する肖像権の当協会広報活動およびマーケティング活動への使用の同意
- (9) 競技活動を支援する所属企業（雇用関係を含む）、個人スポンサー等との契約状況の報告
- (10) 営利を目的とする企業・団体の広告活動を行う場合の当協会承認並びに報告
- (11) メディアに出演、またはその取材を受ける場合には、事前に当該メディアから当協会へ申請・承認
- (12) 第三者とマネジメント契約を締結したときの速やかな報告。マネジメント会社との契約条項よりも当協会の規程を優先して遵守することを義務とする。

(受益)

第7条 IWAS 主催大会の日本代表スタッフは、以下の支援を受けることができる。

- (1) 参加する合宿・大会等に対して当協会から費用支援を受けることができる。支援の額は日本スポーツ振興センター（JSC）競技力向上事業ほか助成金および当協会の年次予算・

事業計画から勘案し、理事会が年度ごとに別に定め日本代表スタッフに通達する。

(2) 日本代表スタッフは、当協会が指定するパラフェンシング日本代表ユニフォームを着用しなければならない。着用に関する規程は別に定める。

(3) 日本代表スタッフは、当協会が行う医科学情報等に関する指導を受けることができる。ただし、支援内容は強化部、強化委員会、強化スタッフ等の承認を得ることとする。

2 JPC 派遣大会日本代表スタッフに対する支援は JPC が決定した内容に伴い、当協会の支援を決定する。

(守秘義務・個人情報の取扱い)

第8条 日本代表スタッフに強化関連の通報または会員等からの相談があった場合は、他の専門委員会や当協会理事会に報告および連携が必要な場合を除き、通報者・相談者の個人の身元氏名は第三者に公表してはならない。なお、通報者・相談者の身元を第三者に漏洩した者は懲戒委員会による処分の対象とする。

2 日本代表スタッフの個人情報は、当協会がパラスポーツおよびフェンシングの普及および振興を目的として、情報を発信するために利用される。日本代表スタッフの氏名、性別、所属加盟団体、所属クラブ、現役当時および指導選手の戦績、生年月日、経歴、居住地（都道府県まで）については、WEB サイト等にて公開される。

3 前項以外の個人情報についても、当協会が主催・公認する競技大会・事業、国際大会への派遣・推薦等を円滑に運営するために、IWAS、国際パラリンピック委員会、日本パラスポーツ協会、日本パラリンピック委員会、関係省庁・自治体、その他業務委託先等のうち、当協会理事会が必要と認めた団体・事業者に対して必要最低限の個人情報を提供することがある。

4 当協会は、第 2 項および第 3 項以外の目的で日本代表スタッフの個人情報を当該日本代表スタッフの事前承諾なしに第三者に開示してはならない。

(不服申し立て)

第9条 日本代表スタッフの選考結果に対する不服申し立てについては、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って行う仲裁によって解決されるものとする。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、当協会理事会において行う。

付則 令和 4 年 4 月 1 日制定